

令和6年度下呂市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度下呂市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

- 認第1号 令和6年度下呂市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 認第3号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 認第5号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 認第6号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 認第7号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について